

平成29年度定期防衛監察の結果について（概要）

1 監察の対象項目及び対象機関等

- (1) 法令遵守の意識・態勢：52機関等
- (2) 入札談合防止：12機関等

2 監察結果の概要

(1) 法令遵守の意識・態勢

不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資する観点から、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を行ったところ、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方で、法令遵守に関する各種教育、管理者や各級指揮官（以下「管理者等」という。）の意識、点検・検査等において、改善が必要な状況が見られた。

また、情報公開業務の全般的な処理状況はおおむね良好であり、重大な法令・規則違反は認められなかったものの、各種手続等に関し、改善すべき事例が見られた。

(2) 入札談合防止

装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行ったところ、競争性の拡大に向けた各種施策について積極的な取組が行われている一方で、業界関係者等と接触する際の実施事項や関係法令等の理解度について、改善が必要な状況が見られた。

3 監察の結果に係る改善策等

(1) 法令遵守の意識・態勢

ア 対象機関等において、以下の推奨される取組等が見られた。

- (ア) 部内のホームページに、教育資料や小テストを掲載するとともに、職員がeラーニングとして活用できるようにコンテンツを充実させることにより、コンプライアンスに関する知識の定着を図っていた。
- (イ) 管理者からの提案により、当該機関等の全職員を対象として、部外の弁護士によるハラスメント防止研修を行っていた。
- (ウ) メンタルヘルスに関して、臨床心理士が中心となって、精神疾患の既往歴のある職員や通院治療中等の職員から希望者を募り、不安や悩みを打ち明け合う機会を設けることにより、当該職員の心理的負担の軽減を図っていた。
- (エ) 薬物乱用防止月間中、薬物乱用の症状や薬物の危険性について、職員が関心を持つよう、有名な事件や他自衛隊における同種事案の紹介など、工夫を凝らした独自のメールマガジンを定期的に配信し、啓発に努めていた。
- (オ) ワークライフバランス推進委員会を設置し、休暇取得促進日を設定したり、フレックスタイム制の普及に努めていたほか、管理者等が職員の業務内容を適宜見直し、その進捗状況に応じて業務を再配分するなどの施策を積極的に行っていた。

イ 以下の改善策を実施することが必要である。

- (ア) 法令遵守に関する各種教育については、メールによる資料配布のみで済ませることなく、職員の理解度や職責に応じた教育や過去の事例を取り入れた教育等により、教育内容を充実させ、法令遵守の意識高揚に努めること。

- (イ) 情報公開業務は、関連規則に定められた手順に従い、事務手続に必要な通知等の文書を確実に作成するとともに、文書探索に係る照会から上申に至るまでの一連の文書は、相互に密接な関連を有する行政文書として一つの集合物にまとめて保存すること。
- (ウ) 行政文書ファイル管理簿は誤記や記載漏れがないように整備するとともに、上位規則と合致した標準文書保存期間を設定し、それに基づき適切に管理すること。
- (エ) 保有個人情報、正しく認識した上で一般の行政文書ファイル内へ混在させないようによく確認するとともに、保有個人情報を記録した紙媒体や電磁的記録等への「個人情報」の表示漏れがないようにして適切に管理すること。
- (オ) 平成28年12月28日に施行された「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令」(平成28年防衛省訓令第73号)については、その内容を十分に理解していない職員が見られたことから、周知徹底を図るとともに、同訓令に従った適切な対応に努めること。

(2) 入札談合防止

ア 対象機関等において、以下の推奨される取組等が見られた。

- (7) 競争性の拡大については、随意契約上限額の引下げや少額随意契約案件を取りまとめて一般競争入札に付す取組が見られたほか、予決令の規定よりも長い公告期間を設定し十分な公告期間を確保する取組がすべての対象契約機関で見られ、競争性の拡大のための施策を推進している状況が見られた。
- (イ) 年度末における調達について、公正性を歪めかねないような無理な予算執行が疑われる案件は見られず、かかる予算執行は許されないとの意識が浸透している状況が見られた。

イ 以下の改善策を実施することが必要である。

- (7) 業界関係者等との接触については、接触場所における情報保全措置を適切に施すとともに、接触時の退職者確認及び単独接触が許容される場合などの接触の方法について職員に周知徹底し、対応要領通達等に規定する業界関係者等との対応要領を確実に励行させること。
- (イ) 入札談合防止関連の法令、規則及び各種施策に係る教育については、理解度に応じた教育内容にするなどの工夫を行うなど、不断の改善を図り、職員の理解度を高めること。